

千葉市自転車を活用したまちづくり連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 安全で快適に自転車を利用できる環境づくりを基本とし、自転車利用のメリットをまちづくりに活用することができるよう、自転車に係る関係者がまちづくりの方向性について認識を共有し、その協議を行うため、千葉市自転車を活用したまちづくり連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 「自転車を活用したまちづくり条例」に関する事
- (2) 「自転車を活用したまちづくり推進計画」に関する事
- (3) その他、必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、次の団体のうち、別表1に掲げる者（以下、「会員」という。）をもって構成する。

- (1) 交通安全活動団体
- (2) 自転車関係団体
- (3) 市民団体
- (4) 教育関係団体
- (5) 関係する施設設置管理者、その他事業を実施すると見込まれる者
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は会員の互選により定め、副会長は会員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第6条 連絡協議事項について、協議、連絡または調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を設置することができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、千葉市建設局道路部自転車政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年 5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月 1日から施行する。

別表 1

千葉県自転車を活用したまちづくり連絡協議会会員

公益財団法人 千葉県交通安全協会
一般財団法人 千葉市交通安全協会
千葉県自転車軽自動車商協同組合
千葉県サイクリング協会
イオンバイク株式会社
千葉市町内自治会連絡協議会
一般社団法人 千葉市老人クラブ連合会
一般社団法人 千葉市身体障害者連合会
千葉市立小学校校長会
千葉市立中学校校長会
千葉県高等学校長協会
千葉県私立中学高等学校協会
国立大学法人 千葉大学
千葉市PTA連絡協議会
東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社
京成電鉄株式会社
千葉都市モノレール株式会社
一般社団法人 千葉県バス協会
千葉商工会議所
公益社団法人 千葉市観光協会
株式会社バイエフエム
千葉県警察 千葉市警察部
国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所
学識経験者
千葉市